申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用権の承継の承認
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第１９条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市営墓園規則第１０条
	基準	１　前使用権利者の戸籍謄本又は除籍謄本により承継原因である、死亡事実の確認 ２　戸籍謄本等により前権利者との関係の審査 ３　申請者が承継することを関係者が承諾していることを証明する書類を求め審査する。
	参考事項	
準	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成２９年３月２２日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　７日
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）